

## I 全国中学校体育大会運営の基本

### 1 全国中学校体育大会の基本的性格

- (1) 全国中学校体育大会は、全国の中学生を基盤とした学校教育活動である。
- (2) 全国中学校体育大会は、学校における保健体育科の授業を出発点とし、運動部活動、校内競技会を基盤におき、地域の大会、ブロック大会（個人の成績で選抜されるものを除く）を経て選抜された学校代表が参加する体育大会である。
- (3) 全国中学校体育大会は、中学校生徒の現在及び将来の生活をより豊かにする身体の技能と体力づくりをめざした体育大会である。
- (4) 全国中学校体育大会は、全国の中学校生徒の心身の発達を考慮し、学習との調和を図って行う体育大会である。
- (5) 全国中学校体育大会は、中学校生徒の体力・スポーツ技能の発達段階に応じて選抜された学校代表による体育大会である。
- (6) 全国中学校体育大会は、都道府県間、学校間、生徒相互の親睦と交流を図り、友情を深めるとともに、ルールやマナーを守り、スポーツ精神を育てる体育大会である。

### 2 全国中学校体育大会の運営

- (1) 競技運営に関する基本的事項の決定は、（公財）日本中学校体育連盟と全国を統括する競技団体との合意によって行われる。
- (2) 大会運営は、（公財）日本中学校体育連盟、全国を統括する競技団体、開催地教育委員会、開催地中学校体育連盟、開催地競技団体の五者によって行われる。
- (3) 運営にあたっては、スポーツ庁、関係地方公共団体の指導・助言を受ける。
- (4) 運営にあたっては、自主通知文（平成 13 年 3 月）「児童生徒の運動競技について」及び全国中学校体育大会開催基準による。

### 3 （公財）日本中学校体育連盟の意思決定

（公財）日本中学校体育連盟の意思決定は評議員会及び理事会で行う。緊急事項の処理機関として常務理事会がある。さらに委任された事項の会長・専務理事の意思決定がある。

## II 全国中学校体育大会開催基準

### 1 目 的

全国中学校体育大会（以下「全中大会」という）は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身ともに健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒の相互の親睦をはかるものである。

### 2 主 催

全中大会の主催は、公益財団法人日本中学校体育連盟並びに全国関係競技団体、大会開催

地の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会とする。

### 3 大会の主管

運営の基本は主催団体が決定するが、競技大会の運営と主管は開催地の都道府県中学校体育連盟と都道府県当該競技団体が行う。

### 4 後 援

全中大会の後援は、スポーツ庁、全日本中学校長会、全国都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、(公社)日本PTA全国協議会、日本私立中学高等学校連合会、NHK、全国新聞社事業協議会とする。

他に、競技による後援として、(公財)日本相撲協会(相撲)、(公財)日本高等学校野球連盟(軟式野球)、朝日新聞社(軟式野球・柔道)

### 5 開催競技

開催競技は、陸上競技(駅伝)、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、スキー、スケート、アイスホッケーの19競技とする。

※ 但し、駅伝は陸上競技の1種目であるとするが、開催地、開催期日については、**冬季大会として、スキー、スケート、アイスホッケー同様に別競技扱いとする。**

(令和7年3月6日理事会文章修正)

### 6 開催の期日

夏季大会は、8月17日から25日の間に開催することを原則とする。冬季大会は、1月末から2月上旬とし、駅伝大会は12月とする。

### 7 参加資格

- (1) 参加者は、都道府県中学校体育連盟加盟の中学校に在籍し、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。
- (2) 年齢は、平成22年(2010年)4月2日以降に生まれた者に限る。(年度毎に繰り下げる)
- (3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の6月30日までに、都道府県中学校体育連盟を通して、(公財)日本中学校体育連盟に申し出ること。
- (4) 陸上競技、水泳競技、スキー、スケートについては、標準記録等で選抜されたものとする。スキーにおける選抜は、各都道府県中学校体育連盟において選考された者で、当該競技要項により全国大会参加資格を得た者に限る。
- (5) 陸上競技、水泳競技、スキー、スケート以外の競技については、ブロック大会で選抜された一校単位(一団体単位)で組織するチームとする。柔道、剣道、駅伝、相撲については都道府県大会で選抜された一校単位(一団体単位)で組織するチームとする。  
但し、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、アイスホッケーについては、「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」(P5)に基づき、複数校合同チームでの参加ができる。
- (6) 夏季大会に限り、同一年度内の参加は全競技を通じて、一人一回とする。
- (7) 参加資格の特例 P7参照
- (8) 個人情報の取扱い(利用目的)

大会の主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、(公財)日本中学校体育連盟

「個人情報保護方針・規程」に基づき、取得する個人情報について適正に取り扱う。又、取得した個人情報は競技大会の資格審査・競技大会運営上必要なプログラム編成及び作成・ホームページ・掲示板・報道発表・記録発表（記録集）、動画配信等、その他競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。大会に参加する各選手はこれに同意する。

## 「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」

### (1) 趣 旨

参加を承認する精神は、あくまでも少人数の運動部による単独チーム編成が出来ないことの救済措置であり、勝利至上主義のためのチーム編成であってはならない。なお、複数校合同チーム（以下合同チームという）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

### (2) 条 件

① 合同チームとしてそれぞれの学校教育計画に基づいて活動している。

② 合同チームの各校は、都道府県中体連に加盟している。

③ 合同チームとしての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。

④ 個人種目のない以下の7競技は以下のとおりとする。

バスケットボール（5）、サッカー（11）、バレーボール（6）、ハンドボール（7）、軟式野球（9）、ソフトボール（9）、アイスホッケー（11）

※（ ）内の人数を下回った場合を原則として合同チームを編成できる。人数の偏り、学校事情による合同の解消等についても柔軟に対応すること。（前年度全中大会以降に複数校合同チームの実績があるものについては、当年度についても、都道府県中体連会長の承認がある場合、引き続き複数校合同チームを編成して全中大会に参加することができる（期間については、最長で全国大会までとする）。

⑤ チーム名は校名連記とする。

⑥ 参加申し込み手続きは該当校の校長が承認の上、代表校長が行う。

⑦ 合同チームの引率・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者とする。（令和5年3月3日理事会改定）

なお、代表監督は、校長・教員しかなれない。（令和6年3月8日理事会(2)⑦一部訂正）（令和7年3月7日理事会一部文言削除）

### ★ 上記の実施にあたり、

(1) 各都道府県中体連においては、合同チーム全国中学校体育大会参加の趣旨をふまえ、参加状況を十分に把握しておく。

(2) 実施していく過程で生じる問題については、各都道府県中体連の実態に応じて、趣旨をふまえて対処するとともに、（公財）日本中体連とともに検討していく。

(3) 部活動指導員・外部指導者は代表監督にはなれない。また、代表引率になることもできない。

例：A校の引率・監督→教員

B校の引率・監督→部活動指導員

もしくは

外部指導者

|                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------|
| A校の教員は代表引率・監督になることができるので、B校の部活動指導員・外部指導者が大会に引率・監督として来られなくてもよい。逆は認めない。 |
|-----------------------------------------------------------------------|

(4) 部活動指導員として複数校に勤務する場合、中学校体育連盟が主催する大会で引率・

監督を担当できる学校は1校のみとする。着任時に大会等の引率・監督を担当する学校を決定し所属する都道府県中学校体育連盟に報告する。複数の都道府県で指導する場合も、引率・監督を認めるのは1校のみである。

## 「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」

### (1) 趣 旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。区市町村もしくは都道府県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の持続可能な事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

### (2) 条 件

- ① （公財）日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規程」（別紙）に該当している。
- ② 参加者は、開催年度の大会開催基準7の参加資格を満たしている。
- ③ 拠点校は、都道府県中体連に加盟している。
- ④ 拠点校としての大会参加が、都道府県中体連に承認されている。
- ⑤ 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長・教員・部活動指導員・適切であるとして校長が認めた外部指導者とする。

（令和4年12月6日理事会決定）

（令和7年3月6日理事会文章修正）

別紙

## 全国中学校体育大会参加可能な拠点校部活動について

令和5年2月17日

（公財）日本中学校体育連盟

すべての中学生に運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わわせる機会を保障するために、全国大会に出場することができるように道を開くとの観点から、拠点校部活動について以下のように整理する。

### 1 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、区市町村教育委員会または都道府県教育委員会、区市町村中学校長会または都道府県中学校長会（以下、事業主体）とする。

実施主体は、公立中学校とする。

### 2 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

### 3 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

#### 4 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

##### (1) 参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

##### (2) 大会等への参加

登録については（拠点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

##### (3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

##### (4) 安全管理

- ・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- ・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
- ・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

### 「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程と拠点校部活動参加規程」

上記「全国中学校体育大会複数校合同チーム参加規程」と「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」に則っていることを条件に、都道府県中学校体育連盟、同専門競技部、事業主体の連携した判断により、複数校合同チームと拠点校部活動を合わせた形での大会参加を認める。

（令和7年3月6日理事会文章追加）

### 「参加資格の特例」

#### ◎学校教育法134条の各種学校在籍生徒

(1) 学校教育法134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、都道府県中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。

(2) 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること。

##### ① 全国大会の参加を認める条件

ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。

イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。

ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が教育活動の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。

##### ② 全国大会に参加した場合に守るべき条件

ア 全国大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。

イ 全国大会参加に際しては、責任ある当該校校長・教員または部活動指導員が生徒を引率すること。また万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

◎地域クラブ活動に所属する中学生

- (1) 地域クラブ活動に所属し、都道府県中学校体育連盟またはブロック中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
- (2) 全国中学校体育大会に参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

① 全国中学校体育大会の参加を認める条件

- ア (公財)日本中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。
- ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
- エ 『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
- オ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で都道府県中学校体育連盟に登録していること(登録費については、都道府県中学校体育連盟の方針による)。
- カ 都道府県における予選会となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- キ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。

② 全国中学校体育大会に参加した場合に守るべき条件

- ア 全国中学校体育大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- イ 全国中学校体育大会参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者もしくは指導資格を有する指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- ウ 全国中学校体育大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- エ 団体競技における地域クラブ活動名での出場は1チームのみとする(複数のチームの参加はできない)。

③ 参加を認めない場合

- ア 全国中学校体育大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

※1 この特例は、令和5年4月1日より適用する。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。

※4 (2)① オ 改定(令和4年10月25日理事会決定)

※5 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの発出により(2)②エ修正。令和4年12月27日

※6 ② イ 「引率細則は適用する」削除(令和5年3月3日理事会決定)

※7 地域クラブ活動に名称を統一(令和6年3月8日理事会決定)

---

## 8 参 加 料

夏季の16競技大会及び冬季の4競技ともに、参加選手一人につき4,000円とする。  
(令和5年度大会より実施、令和4年5月13日理事会改定)

## 9 引率・監督

- (1) 全中大会に出場するチーム・選手の引率・監督は、出場校（チーム）の校長・教員・部活動指導員※1、地域クラブ活動の代表（指導）者とする。部活動指導員が引率・監督を務める場合は、「参加申込書」の監督者及び引率者の欄に指示されている印を付け、必要事項を記入する。なお、部活動指導員は、他校の引率者にはなれない。

※1 ここでいう「部活動指導員」は、学校教育法施行規則第78条の2に示されている者をいう。以下同じ。

- (2) 全中大会では外部指導者をおくことができる。外部指導者は、出場校の校長が適切であると認めた者とし、所定の「外部指導者確認書（校長承認書）」に必要事項を記入し、大会事務局に参加申込み時に提出する。但し、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者にはなれない。地域クラブ活動は該当しない。

- (3) 水泳競技、体操競技、新体操、卓球（アドバイザー）、スケート、スキー、アイスホッケーの外部指導者は、同一人が複数校の外部指導者を兼ねることは差し支えない。

令和6年3月8日理事会文章追加修正

- (4) 全中大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者からの懲戒処分を受けていない者であること、地域クラブ活動の指導者においては、日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。校長（代表者）はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- (5) 全中大会の参加について、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合、「全国中学校体育大会引率細則」により、校長が適切であると承認した外部指導者に引率及び監督の資格を認める。

---

### 「全国中学校体育大会引率細則」

本細則が適用されるのは、学校事情により、校長・教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合に適用するものである。安易に引率者として外部指導者の引率を認めるものではない。

- (1) 引率者としての外部指導者の規定

- ① 当該校の校長が適切であると認めた20歳以上の成人であり、日頃から指導に当たっている者のことをいう。なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
- ② 引率者としての外部指導者は、各大会の申込用紙の引率外部指導者欄に必要事項を記入すること。
- ③ 引率者としての外部指導者に規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として都道府県中学校体育連盟会長または競技部長（専門委員長）から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。
- ④ この規定以外のことは、各競技専門部の規定及び大会要項の通りとする。

- (2) 引率者としての外部指導者の引率については、全中大会の全競技に適用する。

- (3) 引率者としての外部指導者には、監督の資格を認める。その手続きは、様式5、6をもって行う。引率者としての外部指導者が監督を辞退する場合は、当該校の校長と当該中学校体育連盟競技専門部が協議し、当該校の校長が監督を引き受けた教員の所属長（校長）と本人に文書で依頼する。その手続きは、様式7、8、9、10、11をもって行う。

(令和5年度大会より実施、令和4年5月13日理事会改定、  
令和4年12月6日理事会改定)

- (4) 生徒の大会出場に関する全責任は、校長が負う。

- (5) 引率上の留意点及び大会会場における留意点

① 引率上の留意点等

ア 引率時は、公の交通機関を利用する。

イ 外部指導者は任意の傷害保険等に参加する。加入手続きは外部指導者が行い、費用は原則として自己負担とする。

ウ 引率者としての外部指導者の費用は、原則として自己負担とならないようにする。

エ 生徒の服装、持ち物等については、各学校のきまりに従う。

オ 大会の結果と帰校報告を、帰宅後、直ちに行う。

カ 宿泊する場合は、学校（大会本部）より指示された宿舎とする。

キ その他、引率に必要な事項を指導する。

(令和6年3月8日理事会文章修正)

② 大会会場における留意点等

引率者は次のことに留意する。特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は退場を命ずる。チーム・選手は失格となることもある。

ア 大会要項を順守し、責任ある行動をとる。

イ 各競技会場の使用上のきまりに従う。

ウ ゴミ等は持ち帰りを原則とするが、会場使用規定に従う。

※この細則の内容変更については、令和5年4月1日より施行する。

---

## 10 大会開催地の決定

- (1) 開催年度3年前の5月までに候補地を決定する。全国大会対策委員会の議を経て、全国関係競技団体、開催候補地関係教育委員会と協議して、（公財）日本中体連理事会で決定する。

- (2) 大会開催地の決定についての申し合わせ事項 ※現時点での決定事項等を記している。

① 夏季大会については、ブロック中学校体育連盟の希望により開催年度を割り当てる。

令和9年度以降（6巡目）は、「近畿、関東、東海、四国、北海道・東北、北信越、九州、中国」の順になる。但し、オリンピック・パラリンピック、全国高等学校総合体育大会等により変更となることもある。

② 冬季大会について

ア スキーは、2020年度から2029年度までの10年間、長野県野沢温泉村にて開催されることになっている。

イ スケートについては、2026年度まで長野県長野市において開催されることになっている。

ウ アイスホッケーについては、冬季国体開催地で、国体開催年の翌年開催を原則としていたが、開催不可能な地域が多くなった。このことにより課題検討委員会において、2021年度北海道、2022年度栃木県、2023年度東京都、2024年度北海道、2025年度群馬県、2026年度青森県での開催が決定している。

エ 駅伝大会については、2027年度まで滋賀県野洲市において開催されることになって

いる。その後の開催地については、調査・協議中である。さらに（公財）日本陸上競技連盟と協議することとなる。同一開催地での開催は3～10年とする（あくまでも目安であり、開催地の意向による）。  
(令和7年3月6日理事会文章修正)

## 11 大会実施要項の作成と配付

### (1) 大会実施要項の基本の決定

大会実施要項の基本は、（公財）日本中体連と全国関係競技団体で協議し、理事会で決定する。

◎要項には次の事項を盛り込むこと。

|    |                        |                                                                                                   |    |   |         |      |
|----|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|---------|------|
| 1  | 大会名称                   | 令和                                                                                                | 年度 | 第 | 回       | 大会要項 |
| 2  | 目的                     |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 3  | 主催                     |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 4  | 主管                     |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 5  | 後援                     |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 6  | 協賛                     |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 7  | 会期                     | 開会式日時・競技開始日時・閉会式日時                                                                                |    |   |         |      |
| 8  | 会場                     |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 9  | 参加資格                   |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 10 | 参加料                    |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 11 | 引率者及び監督                | 引率者・監督は出場校の校長・教員・部活動指導員であること、外部指導者については当該校の校長が適切であると認めた者とする。なお、引率者の特例を明記。                         |    |   |         |      |
| 12 | 競技・種目及び参加制限            |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 13 | 参加数・ブロック割当数            |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 14 | 競技規則・競技方法・特別規則・用具・器具など |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 15 | 表彰                     |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 16 | 参加申込                   |                                                                                                   |    |   |         |      |
| 17 | 諸会議                    | 監督会議・競技部会等                                                                                        |    |   | 日時・出席者等 |      |
| 18 | 宿泊等                    | ・宿泊に関しては次の文を記載する。「適切な危機管理対応（感染症・自然災害等）を確保するため、必ず大会実行委員会の指定業者を通して申し込むこと。（指定外の宿泊施設の利用は、原則認められません。）」 |    |   |         |      |
| 19 | その他                    | 練習会場・日時・参加申込書・押印者・送付先・宿泊申込書                                                                       |    |   |         |      |
| 20 | 連絡先                    | 開催前・期間中                                                                                           |    |   |         |      |

### (2) 全国中学校体育大会要項決定・発送するまでの手順・予定

※各大会要項の基本は、（公財）日本中体連・各全国関係競技団体にて協議し理事会にて決定する。

- ① 8月 本大会中の競技部会にて検討
- ② 9月上旬 第1回全国大会対策委員会（担当理事、ブロック対策委員、競技部長）

当年度夏季大会の反省と次年度以降提案事項・要望事項のまとめ（原案作成）

- ③ 9月中旬 常務理事会に報告（内容の整理）
- ④ 10月 実務担当者会  
夏季大会の反省と次年度以降提案事項・要望事項の説明、意見聴取
- ⑤ 11月中旬 共催18競技団体との打ち合わせ会（情報・意見交換）
- ⑥ 11月下旬 次年度開催地実行委員会に要項作成のための「基本的事項」の連絡
- ⑦ 2月上旬 駅伝、スキー、スケート、アイスホッケーの提案事項・要望事項の提出  
第2回全国大会対策委員会（担当理事、ブロック対策委員、競技部長）
- ⑧ 2月中旬 次年度大会要項（案）の検討、冬季大会も含む
- ⑨ 2月中旬 常務理事会にて原案検討・整理
- ⑩ 3月上旬 評議員会に次年度全国大会要項（案）を報告、承認を受ける  
理事会にて協議し決定
- ⑪ 5月 当年度開催競技別中央連絡会（五者会議）
- ⑫ 6月 当年度開催地実行委員会より大会要項を全国に送付

（9月 当年度冬季大会、駅伝、スキー、スケート、アイスホッケー五者会議）

※中央連絡会（五者会議）（夏季大会5月・冬季大会9月）

（公財）日本中体連・全国競技団体・開催地教育委員会・開催地中体連・開催地競技団体の五者会議を開催し、大会運営の最終決定を行う。

※ 中央連絡会（五者会議）の内容

- |                                             |                    |             |
|---------------------------------------------|--------------------|-------------|
| 1 大会要項の確認                                   | 2 式典要項             | 3 表彰要項一覧    |
| 4 会場図・練習場                                   | 5 大会役員・競技役員・生徒役員一覧 |             |
| 6 諸会議日程等                                    | 7 収支予算書（案）         | 8 負担金受入口座番号 |
| 9 災害等緊急対応要項及び救護対策（新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを含む） | 10 大会申込要項          | 11 宿泊・輸送計画  |
| 12 会場出店・写真業者関係                              | 13 その他（放映計画等）      |             |

## 「開催地実行委員会の全国中学校体育大会競技別要項（案）作成の手順と取扱い」

1. 夏季競技開催地実行委員会は、各競技部長と連絡をとり、次年度の大会要項作成上必要な事項について確認し、大会要項（案）を作成する。8月の競技部会に提出する。
2. 夏季競技開催地実行委員会（競技部長）は、大会要項（案）を8月末日必着で（公財）日本中体連にE-mailにて送付する。（冬季競技については、競技部長が行う。）
3. 各大会要項（案）は、全国大会対策委員会（ブロック代表と競技部長等）で検討する。  
（夏季大会9月・冬季大会2月）
4. 全国競技団体との連絡会（11月中旬実施）において、該当内容を検討してもらう。
5. 冬季競技（駅伝、スキー、スケート、アイスホッケー）については、開催地実行委員会（競技部長）が1月もしくは2月の競技部会に提出する。大会終了後に日本中体連にE-mailにて送付する。2月全国大会対策委員会で検討する。
6. 9月と2月の常務理事会で検討、3月の評議員会に報告、承認後、理事会にて協議し、

大会要項（案）としての決定を受ける。

#### 7. 各競技の要項決定稿の作成と配付について

- (1) 夏季大会の大会要項（案）は、5月の中央連絡会において修正し決定稿とする。冬季大会の大会要項（案）は、9月の中央連絡会において修正し決定稿とする。
- (2) 開催地実行委員会は、下記へ大会要項並びに付属書類を、夏季大会は開催年の6月上旬まで、冬季大会は開催年度11月上旬まで（大会2ヶ月前までを目安）に下記必要箇所へデータを送付する。

※E-mailにて送付。冊子での送付は必要としない。

※連絡先（E-mail アドレス）は各県中体連事務局から確認のこと。

また、大会実行委員会は上記送付物に加え、必要な様式等を大会HPに掲載すること。

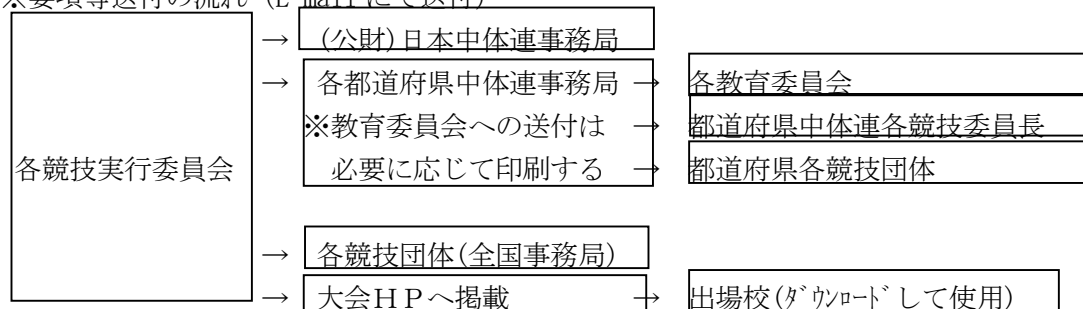
（遅くとも7月上旬までに掲載する）

（令和5年4月18日改定）

#### ◎関係機関への各競技の大会要項・付属書類（参加申込・宿泊要項等）送付先一覧

| 関係機関・団体              | 各競技大会要項                         | 付属書類 |
|----------------------|---------------------------------|------|
| 0 出場校・出場選手用          | 大会HPに掲載<br>→大会HPよりダウンロード        | 同左   |
| 1 地教委届出用             | 必要に応じ各都道府県中体連が印刷し、届出を行う         | 同左   |
| 2 都道府県中体連控用          | E-mailにて送付                      | 同左   |
| 3 都道府県中体連<br>各競技委員長用 | 各都道府県中体連事務局→<br>各競技委員長へE-mail送付 | 同左   |
| 4 都道府県競技団体用          | 都道府県中体連各競技委員長<br>E-mailにて送付     | 同左   |
| 5 （公財）日本中体連          | E-mailにて送付                      | 同左   |
| 6 各競技団体（全国事務局）       | E-mailにて送付                      | 同左   |

#### ※要項等送付の流れ（E-mailにて送付）



## 12 大会役員

- (1) 大会役員の編成は、P19の「V全国中学校体育大会役員編成基準表」による。

## 13 実行委員会の設置

- (1) 大会の運営を円滑にするため、開催地の都道府県、市町村教育委員会の関係者と主管団体関係者により、競技毎に実行委員会を設置する。
- (2) 実行委員会の規定には、次の内容を明記する。

ア 名称      イ 目的      ウ 組織      エ 役員      オ 管掌内容

- 力 開催地都道府県の処理規定によること      キ その他の必要事項
- (3) 実行委員会に事務局を設ける。
- (4) 実行委員会は、主催団体と協議の上、次の事項を行う。
- ア 実行委員会の規定の制定と委員会役員の決定
  - イ 大会運営の予算編成（開催都道府県の経理規程による）
  - ウ プログラムの編成と配付
  - エ 競技会会場の設定
  - オ 式典の方法の決定
  - カ 宿舍の斡旋と宿泊料金の決定
  - キ 参加賞の調整と配布
  - ク 報告書の作成
  - ケ その他、主催者が必要とする事項

#### 14 参加申込（令和2年3月25日理事会改訂）

- (1) 各競技別大会要項の規定により、参加資格を所有する者、またはチームは、所定の出場承認書に校長の承認を得て、申込書送付先に送付する。
- (2) 都道府県中学校体育連盟各競技部は、参加資格を有する者、またはチームの一覧を各都道府県中体連会長に送付する。
- (3) 特に指定のある競技以外はデータ（Excel）での申込を可とし、実行委員会は申込データを受信した時点で「申込受付完了」として扱ってよい。また、申込書を印刷、校長の署名・捺印したものを送付する際には、PDF化（フルカラー・解像度300dpi以上）したものも原本として認める。（各競技実行委員会の指示に従うこと）
- (4) 参加申込に使用する漢字は原則として常用漢字・人名用漢字とし、プログラム等への掲載も同様とする。但し、それ以外の漢字の使用を特に希望する場合はその旨の申請を参加申込と同時に実行委員会へ行うこと。

#### 15 表彰

- (1) 入賞者、入賞校には（公財）日本中体連・全国競技団体会長名入りの表彰状を授与する。
- (2) ア 優勝校には、（公財）日本中体連から優勝トロフィーを授与する。  
優勝旗（杯）は持ち回り制により1年間の保有とし、返還時にレプリカを授与する。  
トロフィーは渡しきりとする。
- イ 入賞者にはメダルを授与する。
- ウ 共催する全国競技団体の授与する優勝旗（杯）も上記の例による。
- (3) その他の賞品を授与する時は、授与者が準備する。

#### 16 大会の経費

- (1) 大会の準備並びに運営のための経費は、国庫補助金、開催地の都道府県及び市町村の負担金、（公財）日本中体連負担金、全国競技団体負担金、都道府県中体連助成金、大会参加費、寄付金、雑収入等でまかなう。
- (2) 都道府県及び市町村の負担金の申請は、開催地中体連が行う。
- (3) 大会協賛金については（公財）日本中体連が契約し、実行委員会に交付する。

#### 17 開・閉会式

大会の開・閉会式次第は、概ね、次の順序によるものとし、式の司会進行は実行委員会の役員が当たるものとする。

| 開 会 式                        | 閉 会 式                        |
|------------------------------|------------------------------|
| 1 開式通告                       | 1 開式通告                       |
| 2 選手入場                       | 2 選手入場                       |
| 3 開会宣言                       | 3 成績発表                       |
| 4 国旗掲揚・国歌斉唱                  | 4 表彰                         |
| 5 (公財) 日本中体連旗・<br>全国競技団体旗等掲揚 | 5 講評                         |
| 6 優勝旗・杯返還                    | 6 あいさつ                       |
| 7 あいさつ                       | 7 国旗降納                       |
| 8 祝辞                         | 8 (公財) 日本中体連旗・<br>全国競技団体旗等降納 |
| 9 選手宣誓                       | 9 閉会宣言                       |
| 10 競技開始宣言                    | 10 閉式通告                      |
| 11 閉式通告                      | 11 選手退場                      |
| 12 選手退場                      |                              |

※開・閉会式の入退場については、(公財) 日本中体連行進曲を使用する。

※全国中学校体育大会のプログラムには、(公財) 日本中体連シンボルマーク・(公財) 日本中体連憲章・指導者綱領・生徒綱領・中体連歌を入れること。

## 18 プログラムの作成に当たって

### ●全国中学校体育大会大会役員編成基準表 (P19 V)

#### (1) 大会役員の委嘱

大会役員の委嘱は、開催地実行委員会で行う。(委嘱状の発行はしない) 但し、スポーツ庁当局及び中央関係者への後援願いと役員委嘱は(公財) 日本中体連で行う。

#### (2) 競技役員の編成と委嘱

大会運営及び実施に必要な競技役員は、開催地実行委員会協議し、(公財) 日本中体連と全国関係競技団体の意見を聞き、編成する。その委嘱は開催地実行委員会で行う。

## 19 大会終了後の報告

大会終了後、(公財) 日本中学校体育連盟事務局まで、下記事項の報告を速やかに行う。

- (1) 大会プログラム 4 部
- (2) 事故報告書(P41. 救護・様式4) 1 部
- (3) 全国大会報告書(P18. 様式2) 2 部
- (4) 全国大会収支決算書(P19. 様式3) 2 部 (提出済みの予算書と異なることも可)
- (5) 支出明細書(P20. 様式4) 2 部
- (6) 開催地実行委員会委員長(会長)の【(公財) 日本中体連会報】の原稿 (見本有り)
- (7) 【(公財) 日本中体連会報】用の大会記録及び大会の写真2～3枚
- (8) 賞 状 1 部 (参考資料とする)
- (9) 外部指導者引率の有無(用紙: 自由)
- (10) 大会報告書(※「20」を参照)
- (11) その他((公財) 日本中体連事務局よりの指示による)

## 20 大会報告書の作成と提出

大会報告書には、次の内容を記載すること。また、提出先は以下のとおりとし、提出と同時に大会HPへも掲載すること。

### 《記載内容》

- (1) プログラム表紙
- (2) 大会要項（最終）
- (3) 大会役員
- (4) あいさつ文（大会を終えてのあいさつ＋プログラム掲載あいさつ（全員分）
- (5) 予選・決勝結果（記録）

### 《提出先》

- (1) 各都道府県中学校体育連盟      E-mailにて送付。
- (2) 各競技団体（全国事務局）      E-mailにて送付。または印刷・製本して送付（3部）
- (3) （公財）日本中学校体育連盟      E-mailにて送付。
- (4) 大会HPへの掲載（可能であれば過去大会の報告書も含め、一覧化していく）

※E-mailにて送付する際にはデータ全てを一括PDF化して送信するなど、ファイルの数が多くなりすぎないように配慮すること。また、写真データ等の容量を小さくするなどの工夫を各実行委員会にて行うこと。